

業務及び財産の状況に関する説明書類

第17期 2024年8月1日 から 2025年7月31日まで

2025年9月29日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 SCS国際有限責任監査法人

所在地 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

代表者 代表社員 牧 辰人

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

2009年4月16日 当監査法人設立

5月20日 SCS国際有限責任監査法人として登録（金融庁登録番号：第6号）

当法人は以下業務を行うことを目的としています。

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

2016年10月3日 兵庫県神戸市中央区伊藤町121伊藤町ビルディング4階に神戸事務所開設

2017年11月29日 上場会社等監査事務所名簿登録

2021年12月6日 神戸事務所を閉所し、大阪府大阪市中央区本町2-1-6堺筋本町センタービル8階に大阪事務所開所

2023年10月26日 上場会社等監査人名簿登録（登録番号：第3005号）

2024年6月22日 東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビルに移転（旧住所：東京都港区虎ノ門2-2-5共同通信会館4階）

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は、公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

法定監査、任意監査をはじめとする証明業務及び会計、財務、内部統制に関するアドバイザリー業務等を提供しています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項ありません。

(3) 監査証明業務の状況

※2025年7月31日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	5社	5社
② 金商法監査	-	-
② 会社法監査	3社	0社
④ 学校法人監査	-	-
⑤ 労働組合監査	-	-
⑥ その他の法定監査	-	-
⑦ その他の任意監査	8社	0社
計	16社	5社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	(内、大会社等の数)
非監査証明業務	13社	1社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、監査業務を通じて、利害関係者への情報の信頼性を確立すると共にクライアントの健全な発展に寄与し、以てグローバルな資本市場の成長と公正な社会の実現に貢献することを使命としています。

この使命を全うするために、「品質管理」、「組織・ガバナンス」、「人的」、「IT」、「財務」、「国際対応」の6つの基盤をバランス良く継続的に向上させ、その向上に合わせて業務の範囲も拡大していくことを経営の基本方針としています。

② 経営管理に関する措置

全社員により構成される社員会により当法人全体として適切な職務執行が行われるよう管理を行っています。

③ 法令遵守に関する措置

監査マニュアルにおいて、基本となる姿勢、当法人の掲げる専門家と行動指針を定め、その周知を徹底しています。

④ その他

該当ありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

専任の部門として品質管理本部を設置しています。社員の中から専任した専担者を中心に他のメンバーがサポートし、運営を行っています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理本部は監査証明業務を行う部門とは独立させています。また、品質管理システム

に関する最高責任者に対して品質管理本部のメンバーは直接報告することができます。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2025年7月31日

② 業務の品質の管理の目的

以下の事項について合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用することを目的としています。

- ・ 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(1) 職業倫理

当法人は、我が国における職業倫理に関する規定及び社内規定を、全ての社員、その他スタッフに遵守させるため、当該マニュアルを常時閲覧できる状況にし、職業倫理及び独立性の保持に関する定期的な内部研修の実施や個別面談時の指導を通じて、職業倫理及び独立性の保持の重要性と関連規則の周知徹底をしています。

(2) 独立性

当法人は、各監査クライアントについて、独立性の保持が要求される全てのチームメンバーから、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を、法定監査の場合は契約時及び監査報告書時の少なくとも二度取得することにしてあります。その他のクライアントについては少なくとも一度入手しています。

国内外のネットワーク・ファームが独立性の保持のための方針及び手続に準拠しているかについては、年に一度その遵守状況について確認を行っています。

(3) ローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当社員等及び担当者の長期間の関与による独立性に関する阻害要因に対処するため品質管理規程において方針及び手続を定めています。特に、公認会計士法上の大会社等、法令によって主要な担当社員等のローテーションが要求されている場合には、当該法令に従ったローテーションを行い、監査業務担当者の長期間の関与に関しても方針を定め遵守しています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新においては、当法人の定める方針及び手続に従って、監査責任者が以下の全ての要件を満たしていることを確認し、独立性の確認及び受嘱予定監査業務のリスク評価を実施の上、大会社等についてはリスクの程度にかかわらず社員会において、それ以外については全ての代表社員の承認を得ることとしています。

- ・ 時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を有していること
- ・ 関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- ・ 関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、その職責を果たすために適切な能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること及び職業倫理を遵守して監査業務を実施できることを確認の上、業務を担当する社員を選任することとしています。

また、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる適性及び能力を有する専門職員をそれぞれの監査業務に選任することとしています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人の社員報酬の決定は、各社員の業務について、当法人の品質管理第一とする姿勢を含む倫理観、収益性、専門性の3要素をもとにした評価基準に従い社員会での審議を経て、代表社員の承認のもと決定しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため全ての専門要員に対し、日本公認会計士協会会則に定める必要な単位数の履修を義務付け、履修状況の確認も行っています。

(ウ) 専門員の採用と評価

当法人の監査業務従事者として十分な素質、適格性を有するか否かを判断し、専門員の採用を行っています。専門員の評価は、監査業務を適切に遂行するために必要な能力・経験・知識等を要件定義した評価シートを元に各担当社員が評価を行い、少なくとも年に1度、個別面談を行っています。

(エ) テクノロジー資源

品質管理システムに関連するテクノロジー資源については、管理方針を定め適切に対処すると共に積極的に活用することとしています。

オ. 業務の実施及びその審査

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めています。

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、特別な検討を要する会計処理や専門的な知識が必要な会計処理に関する照会のプロセスを定めています。監査チームのメンバーから報告を受けた監査責任者は、報告された事項を、必要な場合には、監査チームの他のメンバーとも討議して検討することとしています。また、当該事項を品質管理担当社員及び審査担当者に事前に相談又は報告し、必要あるときは、当法人内外（顧問、ネットワーク・ファームを含む）の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討する運用となっています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違が生じた場合には、他の専門的な見解を問い合わせる等により多角的な見解を入手し、各者による協議を行うこととしています。その上でも解決しない場合には全社員による協議を実施の上、監査報告書への影響を検討することとし、また、判断の相違が解決するまでは監査報告書に日付を付すことはできないこととしています。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、品質管理規程に基づき審査を実施しない場合を除き、全ての監査業務について審査を行っています。監査計画の審査から監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正、監査意見に関して、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために方針及び手続を定めています。また、当法人は審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としています。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では、調書改ざん防止、調書の保管、アーカイブ後の調書保管と修正に関わる方針手続を定め、運用しています。アーカイブ後の電子監査調書には監査チームは直接アクセスできず、修正する場合には理由を説明し、品質管理担当社員の承認のもと、修正前と修正後のファイルを所定の手続きを経て保存することとしています。

(オ) その他

該当事項はありません。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

業務に関する情報の収集及び伝達に関する品質目標として以下の事項を設定しています。

- ・情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること
- ・監査事務所の組織風土が、専門要員が情報を監査事務所やお互いに交換する責任を認識させ強化するものであること
- ・監査チームを含む監査事務所全体で関連性のある信頼性の高い情報の交換がなされること
- ・関連性及び信頼性の高い情報が部の者にも伝達されること。

オープンかつ活発なコミュニケーションを重要視しており、随時開催される全体会議で相互に情報収集及び伝達の機会を設けています。また、HP上、監査ホットラインを設け、直接特定の部署等に通知が行く仕組みで通報を受け付けています。

監査役等とのコミュニケーションにおいて必要な情報を含めたテンプレートを共有し、定期的なディスカッションも含め、積極的にコミュニケーションを取るようになっています。

監査法人の組織的な運営に関する原則「監査法人のガバナンス・コード」への適用状況、業務及び財務状況に関する説明書類及び「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を当法人の規程に基づき、HP上に開示しています。

- キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ
監査人の交代時の方針及び手続を当法人の品質管理規程において定め、前任、後任いずれの場合においても適切に交代手続を実施することとしています。
- ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化
当法人では、品質管理システムの責任者を最高経営責任者とし、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当社員としています。また、品質目標を達成するための業務プロセスに責任を負うものを特定し、プロセスオーナーとしています。
- ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施
当法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用することとしています。具体的には品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号の様式1等を利用し、当法人の状況に合わせて整備、運用を図っています。また、状況の変化に応じてその修正の必要性を検討し、対応することとしています。
- コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善
当法人は、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること、及び不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じることを目的として、モニタリング及び改善プロセスを定めています。また当法人のモニタリング活動は、日常的なモニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成され、日常的モニタリング活動は、通常、日常的な活動であり、監査事務所のプロセスに組み込まれて、決められたルールに基づき即時に実施されています。定期的なモニタリング活動は、定期的モニタリング担当者によって一定の間隔で実施されています。
- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由
品質管理のシステムに関する最終的な責任を持つ代表社員が、年次での品質管理のシステムの評価を実施した結果、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していると評価しました。
- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当ありません。
- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
該当ありません。
- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月
2024年10月（通常レビュー）
- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理のシステムの整備及び運用に関する最終的な責任を持つ代表社員である牧により、適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当ありません。
 - (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当ありません。
 - (3) 当該業務上の提携の内容
該当ありません。
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項
- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当ありません。
 - (2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当ありません。
 - (3) 当該業務上の提携の内容
該当ありません。
 - (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要
SCS-Invictusグループのネットワーク・ファームとしてブランド名を共有していますが、監査業務上の取り決めはありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	0人	6人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

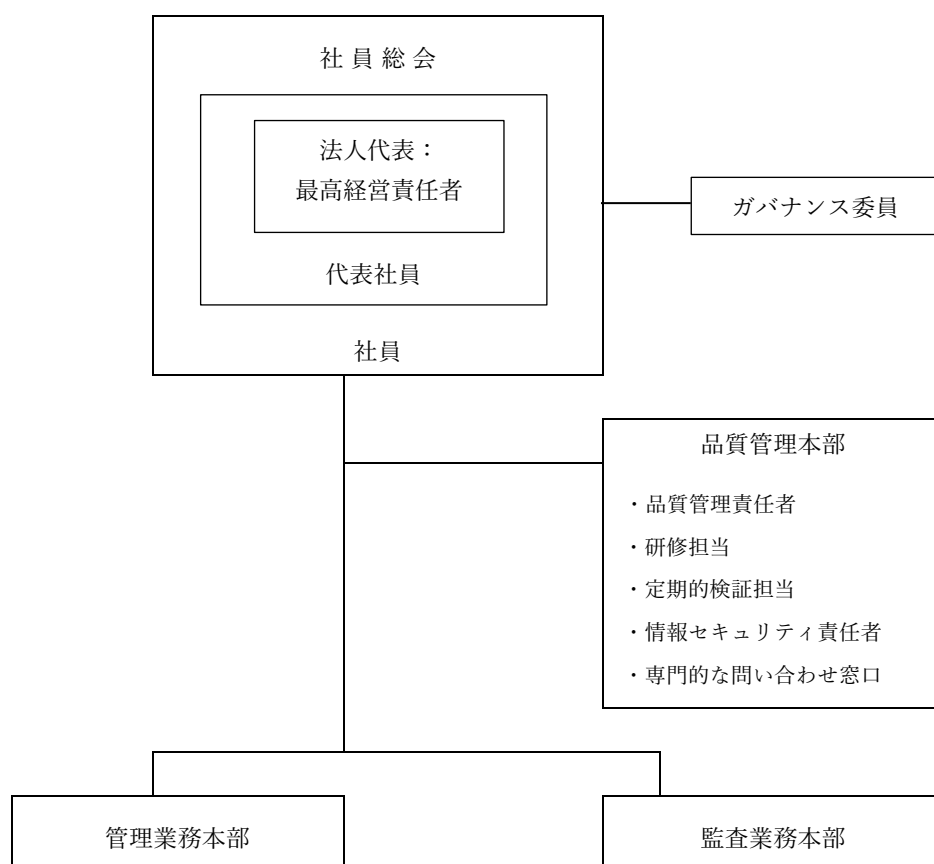
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	経営・管理及び業務全般に関する重要事項の意思決定	6人	0人	6人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) SCS国際有限責任監査法人	東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル	4人	0人	4人	4人
(従) SCS国際有限責任監査法人大阪事務所	大阪府大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル8階	2人	0人	2人	4人

四. 監査法人の組織の概要

代表社員2名、社員4名による社員会のもと、独立した品質管理本部、管理業務全般を行う管理業務本部、実務を行う監査業務本部を設置しています。また、経営機能の実効性を高めるため、独立したガバナンス委員2名を選任しています。



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：万円)

	第 16 期 2023 年 8 月 1 日～2024 年 7 月 31 日	第 17 期 2024 年 8 月 1 日～2025 年 7 月 31 日
売上高		
監査証明業務	18,591	16,406
非監査証明業務	3,357	5,193
合計	21,948	21,599

2. 直近の二会計年度の計算書類

※添付を参照ください。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当ありません。

4. 供託金等の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	12
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	12
保証委託契約の契約金額	-
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額（1 事故／期間中）	-

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

引受けを 行う者の 商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 (填補限度額) (1 事故／期間中)
-	-	-	-

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社大真空
株式会社エーアイティー
ビートレンド株式会社
トミタ電機株式会社
株式会社ティン

計算書類

(17期)

自 2024年8月 1日

至 2025年7月31日

SCS国際有限責任監査法人

貸借対照表

(単位：円)

資産の部	前会計年度	当会計年度
	(2024年7月31日)	(2025年7月31日)
科目	金額	
【流動資産】	47,945,117	44,718,302
現金及び預金	34,135,906	21,710,868
業務未収入金	9,555,487	13,520,258
貸倒引当金	-66,479	-
立替金	322,925	292,688
前払費用	2,592,526	4,613,788
未収入金	1,399,752	3,000,000
預け金	5,000	5,000
未収還付税金	-	1,575,700
【固定資産】	44,882,849	42,660,074
【有形固定資産】	6,795,263	6,889,713
建物付属設備	5,731,929	5,313,347
工具器具備品	1,063,334	1,576,366
【無形固定資産】	240,000	180,000
ソフトウェア	240,000	180,000
【投資その他の資産】	37,847,586	35,590,361
敷金	23,812,809	23,476,876
差入保証金	14,000,000	12,000,000
繰延税金資産	34,777	113,485
資産の部合計	92,827,966	87,378,376
負債の部		
【流動負債】	39,514,071	33,947,343
未払金	12,070,801	8,657,193
未払費用	3,880,839	4,452,637
未払法人税等	2,685,900	70,000
未払消費税等	5,864,200	4,880,400
前受金	387,115	1,261,897
預り保証金	14,625,216	14,625,216
負債の部合計	39,514,071	33,947,343
純資産の部		
【社員資本】	53,313,895	53,431,033
資本金	8,000,000	8,000,000
利益剰余金	45,313,895	45,431,033
その他利益剰余金	45,313,895	45,431,033
繰越利益剰余金	45,313,895	45,431,033
純資産の部合計	53,313,895	53,431,033
負債及び純資産の部合計	92,827,966	87,378,376

損益計算書

(単位：円)

前会計年度
(2024年7月31日)当会計年度
(2025年7月31日)

科目	金額	
【業務収入】	219,481,255	215,991,049
【業務費用】		
人件費	172,703,082	174,731,875
事務所関連費用	18,034,718	23,116,122
その他業務費用	17,285,056	17,873,708
業務費用合計	208,022,856	215,721,705
営業利益	11,458,399	269,344
【営業外収益】		
受取利息	179	16,471
雑収入	1,289,136	119,842
為替差益	73,977	-
貸倒引当金戻入益	76,182	-
営業外収益合計	1,439,474	136,313
【営業外費用】		
為替差損	-	213,006
営業外費用合計	0	213,006
経常利益金額	12,897,873	192,651
【特別損失】		
固定資産除却損	157,984	-
特別損失合計	157,984	-
税引前当期純利益	12,739,889	192,651
法人税・住民税及び事業税	3,315,225	154,221
法人税等調整額	-34,777	-78,708
当期純利益	9,459,441	117,138

社員資本等変動計算書

(単位：円)

前会計年度
(2024年7月31日)

当会計年度
(2025年7月31日)

【社員資本】			
資本金	当期首残高	8,000,000	8,000,000
	当期変動額		
	社員出資金増加	-	-
	社員出資金減少	-	-
	当期末残高	8,000,000	8,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	35,854,454	45,313,895
	当期変動額		
	当期純利益	9,459,441	117,138
	当期末残高	45,313,895	45,431,033
利益剰余金合計	当期首残高	35,854,454	45,313,895
	当期変動額		
	当期純利益	9,459,441	117,138
	当期末残高	45,313,895	45,431,033
社員資本合計	当期首残高	43,854,454	53,313,895
	当期変動額		
	当期純利益	9,459,441	117,138
	当期末残高	53,313,895	53,431,033

注記表

前会計年度 自 2023年8月1日 至 2024年7月31日	当会計年度 自 2024年8月1日 至 2025年7月31日								
<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p>	<p>当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成している。</p>								
<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">定率法</p> <p style="padding-left: 40px;">但し、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備は定額法を採用している。</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物付属設備 15年</p> <p style="padding-left: 40px;">工具器具備品 10年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">定額法</p> <p style="padding-left: 40px;">自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいている。</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金の計上基準</p> <p style="padding-left: 20px;">業務未収入金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>3. 収益及び費用の計上基準</p> <p>(1) 業務収入の計上基準</p> <p style="padding-left: 20px;">業務収入は、監査業務及び非監査業務の提供による収入であり、顧客との契約に基づいて、業務を提供する履行義務を負っている。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、タイムチャージによる役務提供契約については、請求時間に基づき収益を認識している。</p>	<p>I 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金の計上基準</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p> <p>3. 収益及び費用の計上基準</p> <p>(1) 業務収入の計上基準</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p>								
<p>II 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">552,246円</p> <p>(2) 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,706,097円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債務</td> <td style="text-align: right;">6,034,078円</td> </tr> </table>	金銭債権	3,706,097円	金銭債務	6,034,078円	<p>II 貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 20px;">1,520,368円</p> <p>(2) 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債権</td> <td style="text-align: right;">6,803,882円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債務</td> <td style="text-align: right;">5,966,921円</td> </tr> </table>	金銭債権	6,803,882円	金銭債務	5,966,921円
金銭債権	3,706,097円								
金銭債務	6,034,078円								
金銭債権	6,803,882円								
金銭債務	5,966,921円								
<p>III 損益計算書に関する注記</p> <p>(1) 業務収入の内訳</p>	<p>III 損益計算書に関する注記</p> <p>(1) 業務収入の内訳</p>								

監査業務収入 185,907,000円

非監査業務収入 33,574,255円

(2) 関係会社との取引高

業務収入 6,356,970円

業務費用 9,324,296円

IV 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、敷金償却否認額である。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針として、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。また、デリバティブ取引は行っていない。業務未収入金については、信用リスクにさらされている。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金及び預金、業務未収入金、立替金、未収入金、預け金、未払金、未払費用、未払法人税等、及び未払消費税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 敷金	23,812,809	21,793,647	△2,019,162
(2) 差入保証金	14,000,000	10,508,946	△3,491,054
負債			
(3) 預り保証金	14,625,216	13,227,658	△1,397,558

監査業務収入 164,056,000円

非監査業務収入 51,935,049円

(2) 関係会社との取引高

業務収入 11,759,535円

業務費用 9,289,504円

IV 税効果会計に関する注記

同左

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金及び預金、業務未収入金、立替金、未収入金、預け金、未払金、未払費用、未払法人税等、及び未払消費税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 敷金	23,812,809	21,389,325	△2,423,484
(2) 差入保証金	12,000,000	9,525,046	△2,474,954
負債			
(3) 預り保証金	14,625,216	12,939,186	△1,686,030

附属明細書

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

前会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物及び 付属設備	2,557,899	3,585,909	157,984	253,895	5,731,929	515,580	6,247,509
	工具器具 備品	-	1,100,000	-	36,666	1,063,334	36,666	1,100,000
	計	2,557,899	4,685,909	157,984	290,561	6,795,263	552,246	7,347,509
無形 固定資産	ソフト ウェア	-	300,000	-	60,000	240,000	60,000	300,000
	計	-	300,000	-	60,000	240,000	60,000	300,000

当会計年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

（単位：円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定資産	建物及び 付属設備	5,731,929	-	-	418,582	5,313,347	934,162	6,247,509
	工具器具 備品	1,063,334	1,062,572	-	549,540	1,576,366	586,206	2,162,572
	計	6,795,263	1,062,572	-	968,122	6,889,713	1,520,368	8,410,081
無形 固定資産	ソフト ウェア	240,000	-	-	60,000	180,000	120,000	300,000
	計	240,000	-	-	60,000	180,000	120,000	300,000

2.引当金の明細

前会計年度（自 2023年8月1日 至 2024年7月31日）

（単位：円）

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	142,661	66,479	-	142,661	66,479

※当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等である。

当会計年度（自 2024年8月1日 至 2025年7月31日）

（単位：円）

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	66,479	-	-	66,479	-

※当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等である。

3.業務費用の明細

(単位：円)

科目	前会計年度	当会計年度
	(2024年7月31日)	(2025年7月31日)
人件費		
報酬給与	108,379,836	123,317,584
賞与	7,280,000	2,646,000
法定福利費	12,072,598	14,862,665
通勤費	257,256	257,256
福利厚生費	381,872	579,515
業務委託報酬	39,043,060	24,489,310
外注費	500,000	850,000
顧問報酬	1,058,180	2,184,545
支払報酬	230,000	120,000
採用費	3,500,280	5,425,000
事務所関連費用		
地代家賃	11,626,276	13,739,068
水道光熱費	239,066	185,294
減価償却費	350,561	1,028,122
消耗品費	2,290,226	2,940,152
通信費	3,380,156	4,887,553
敷金償却費	148,433	335,933
その他業務費用		
旅費交通費	2,044,566	3,150,954
荷造運賃	47,593	22,958
交際費	117,520	124,402
会議費	147,300	282,172
新聞図書費	170,449	228,735
諸会費	3,387,620	3,571,474
支払手数料	1,296,207	679,063
保険料	398,669	384,314
租税公課	276,300	354,300
保管料	114,240	129,360
ロイヤリティ	8,717,525	8,612,560
雑費	567,067	333,416
合計	208,022,856	215,721,705